

■ 1. 能登半島地震関係

◎家屋被害関係支援制度の申請・完了期間等について(1(2)工関連)

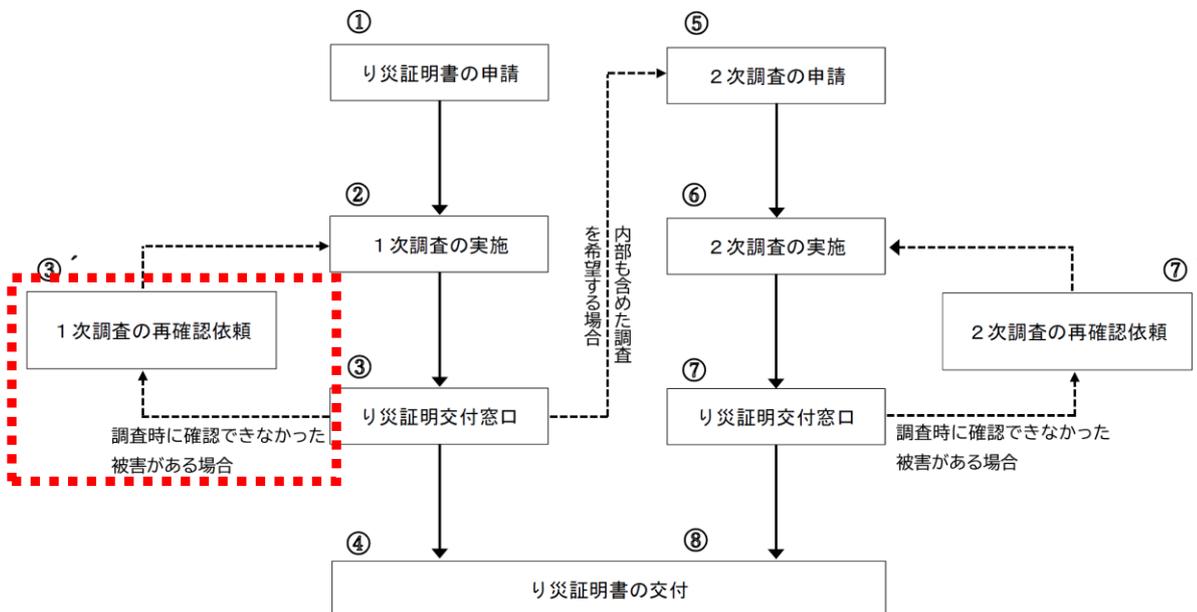
▼主な住宅支援制度の期間等 (6/19 現在 新潟市資料から中山作成)



- ・ 工事を請け負う業者の対応が追いつかず、期限通りに申請・完了できるか不安の声がある。
- ・ また、制度間で相互に関係する部分があるので整理が必要。特に、6/12に④の「公費解体」の延長が公表されたが、家屋解体後に建替等を行なう③の期限が厳しくなる。また、⑤の「被災者生活再建支援金」のうち、家屋解体を伴う場合の期限も同様の問題が生じる。
- ・ さらに、特別交付税に基づく新制度、道路や面的な修理との関係でも、延長の必要性について検討・整理が必要。

◎罹災判定について(1(3)関連)

▼家屋の被害認定調査・罹災証明発行の流れ (新潟市資料に赤点線枠書き入れ)



- ・ 1次調査に基づく判定に納得できない場合の対応に関し、市民説明会でも『2次調査では判定が下がるおそれがある』と脅された」との不満が複数あった。
- ・ 「2次調査で下がるおそれ」は制度上ありうるが、どのようなケースで判定が変わりうるのか、より丁寧な説明が必要だったのではないか。
- ・ 1次調査の再確認（前函赤枠）では原則として判定が下がることはないが、その選択肢の提示も不十分だった可能性がある。現場にいた弁護士からは『再調査』『2次調査』『1次調査の再確認』が混同され、『1次調査の再確認』でも『判定が下がる恐れがある』と説明されているのではないかと指摘もあった。

■ 2. 柏崎刈羽原発問題

◎技術委員会(4/16)での議論・最近の東電の不適切事例など(2(1)関連)

- ・ 「地震を引き起こした震源断層と地殻や地盤の変動」や、「地震の教訓を原発の安全対策にどう活かすか」といった説明や議論が必要、との意見も出ている。
- ・ 東電の公表によれば、今年4月には重大事故等対処設備の電源ケーブルの不適切な敷設が確認された。また、5月にも7号機非常用ディーゼル発電機に燃料を供給するポンプの状況を監視する熱感知カメラが異常を知らせることができない状況だったことが報道された。
- ・ 技術委員会(4/16)でも、福島原発におけるALPS処理水の海洋放出の問題で、東電の基本姿勢や規制のあり方を疑う声が上がっている。

◎UPZ 圏内からの避難受け入れの仕組み(2(4)ア関連)

- ・ 原発事故でUPZ圏も避難が必要な事態になった場合、下図のように新潟市は長岡市民の一部約10万人を受け入れることになっている。

▼長岡からの避難者受け入れの流れ（中山作成）



- ・ 3か所のスクリーニングポイント（以下は新潟市域）・6か所の避難経由所を経由して最終的な198か所の避難所へ避難することになる。「除染無き避難」を避けるため、場所は明示されていない。
- ・ このスキームは「新潟市民の避難ゼロ」という前提で成り立っている。

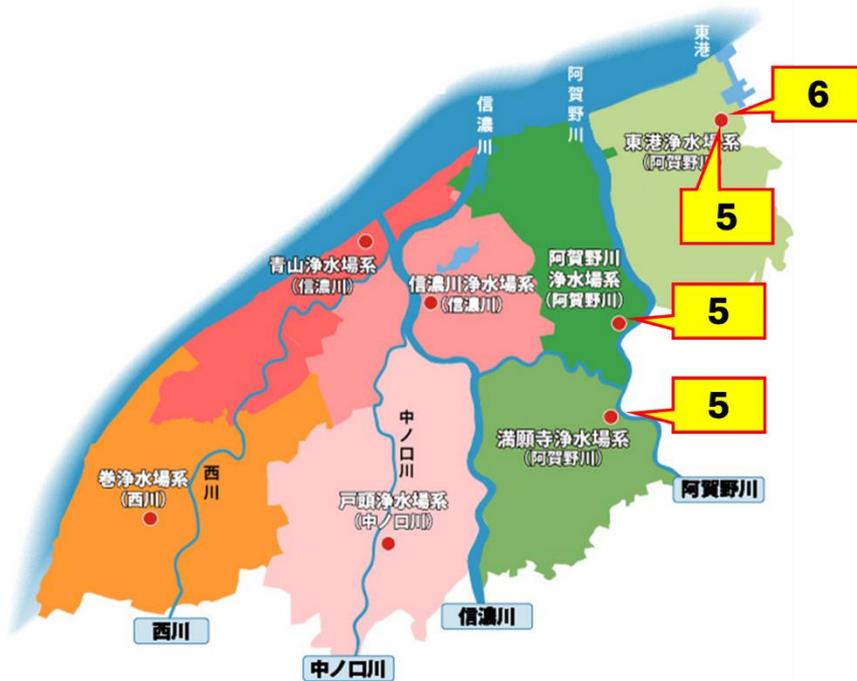
■ 3. PFAS 問題

- ・ 「PFAS」(per- and polyfluoroalkyl substances) は有機フッ素化合物約 1 万種類の化学物質群の総称で、自然界でほぼ分解されず、人体や環境中への残留性が高いため「永遠の化学物質」と呼ばれる。
- ・ 航空燃料火災に有効な泡消火剤やフライパンの表面加工、半導体の製造などに利用されてきた。
- ・ 今回は PFAS のうち、腎臓がんと脂質異常症、抗体反応の低下、乳児・胎児の成長阻害・流産などとの関連が指摘されている PFOA (perfluorooctanoate)・PFOS (perfluorooctanesulfonate) (現在は輸入・製造販売が禁止) について取り上げる。WHO も発がん性との関係を認めている。
- ・ 厚労省や環境省が 2020 年、水道水に対して「暫定目標値」、地下水・公共用水に対して「暫定指針値」を設定。水道水は水 1L 当たり PFOS と PFOA の合計値で 50ng 以下とした (右図)。
- ・ 米環境保護局 (EPA) は多くのエビデンスに基づき、今年 4 月、PFAS の飲料水基準につき、PFOS と PFOA それぞれ 1L 当たり 4ng と厳格化 (右図)。
- ・ 国内で米軍基地や工場・産廃施設等の周辺で水質汚染が確認され、6/12 に放送された NHK「クローズアップ現代」では、高濃度汚染が確認された地域周辺住民の流産・腎臓がん・脂質異常などの事例が紹介されている。
- ・ 2021 年、新潟県内では下図に示す新潟市内の 4 か所 (いずれも阿賀野川水系) で一定の数値を検出 (なお、2022 年度以降は検出されていない)。

▼日本と米国の水道水の基準
(日米の基準から中山作成)

	PFOA	PFOS
日本	合わせて 50	
米国	4	4

▼PFAS(PFOS+PFOA)が検出された県内の浄水場(2021)



市水道局 HP「新潟市の水源河川」図に、「水道統計」(2021)から確認された検出値 (ng/l) を書き込んだ

■ 4. 新潟水俣病問題

◎ 「疫学的評価」の重要性（4（2）イ関連）

	症状(+)	症状(-)
A 地域（100 人）曝露あり	20	80
B 地域（100 人）曝露なし	2	98

- ・ 上図のように、ある疾患の原因となりうる物質などの曝露があった A 地域と曝露の無かった B 地域において、その疾患と関連する症状の有無が上記のような結果だった場合、赤セルの 20 人が当該疾患である可能性は極めて高いと言える。
- ・ 現在の認定審査は、上記表の赤のセルを「個別に丁寧に」審査しながら、疫学的評価（赤だけでなく各黄色のセルとの比較検討等）を怠ったまま行なわれていると言わざるを得ない。

◎ 「疫学的評価」に関する司法判断と認定審査（4（2）イ～エ関連）

- ・ 「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」大阪地裁判決（昨年 9 月 27 日）では、上記のような疫学的因果関係の確からしさを示す程度を踏まえた上で、原告それぞれを具体的に判断し、他の疾患の可能性も否定し、原告全員を水俣病であると認定。
- ・ 本市も被告となった新潟水俣病認定義務付け訴訟高裁判決（2017）でも、「メチル水銀の曝露が疫学的に認定できて、他の原因を疑わせる事情がない場合は認めるべき」としている。
- ・ これらは環境庁（省）が示す判断条件（1977）や通知（2014）を事実上否定するもので、現行認定審査基準の限界を示していると言える。
- ・ 上記 2017 高裁判決後、篠田前市長も「阿賀野川流域にお住まいになっていて、魚を常に食べていたエリアやファミリーの中でこういう障がいが出た場合は新潟水俣病と考える」と明言。これも文字通り疫学的評価の重要性を認めたもの。しかし現実の審査は疫学的検討が不十分。
- ・ また、現行認定審査について、本市は「確定済みの司法判断について整合しているもの」と一貫して答弁しているが、こうした疫学的評価の重要性の観点で見れば、少なくとも確定済み 2017 高裁判決とは矛盾している。